

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する意見書

2月25日、政府は新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を発表し、国民に対しては手洗いや咳エチケット、軽度の風邪症状がある場合は自宅療養を求め、企業にはテレワークや時差出勤を求め、そのほか、各種イベントや集会の中止・延期なども要請した。

2月27日に開かれた新型コロナウイルス感染症対策本部で安倍晋三首相は、全国全ての小・中学校、高等学校、特別支援学校に対し、感染者の発生が確認されていない県も例外なく、3月2日から春休みに入るまでの期間における全国一律の臨時休校を要請した。この要請により、児童・生徒の保護者をはじめ、関係者から不安と戸惑いの声が上がリ、その影響は保育や医療の現場へも広がっている。

また、観光客の激減、大規模なイベントの中止や延期、感染症による事業縮小など、飲食、観光、運輸等の分野では、中小・零細企業を中心に営業不振が引き起こされ、経済と雇用、暮らしへの影響も深刻化している。

以上のことから、新型コロナウイルス感染症対策の強化及び大規模な予算措置が求められる。

よって、本市議会は、国に対し、以下の事項について取り組むことを求める。

- 1 感染者の早期発見及び重症化防止のため、地方における検査・医療体制の強化に向けた支援を充実させるとともに、ワクチン及び簡易検査キットの早期開発に取り組むこと。
- 2 感染症指定医療機関などにおける医療機器の整備及び医療物資の確保に対する支援を行うとともに、医療従事者等が安心して従事できるよう、院内感染防止のための医療機関に対する相談支援や設備の変更等に対する早急な支援を行うこと。
- 3 クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号における対応の再検証及び地方空港・港湾における検疫体制の強化など、引き続き入国時の検疫体制を維持拡充すること。
- 4 保育所、児童ホームなどのマンパワーの確保と施設改善に必要な予算措置を行うこと。
- 5 中小企業への雇用対策のさらなる推進を図ること。
- 6 休校や事業停止・縮小などで仕事を休んだ人への収入の補償をすること。
- 7 地域経済への影響を踏まえた対策を実施するとともに、地方自治体や医療機関が行う各種対策に要する費用に対する十分な財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月23日

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣 殿
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
防衛大臣
衆議院議長
参議院議長

座間市議会議長 上 沢 本 尚